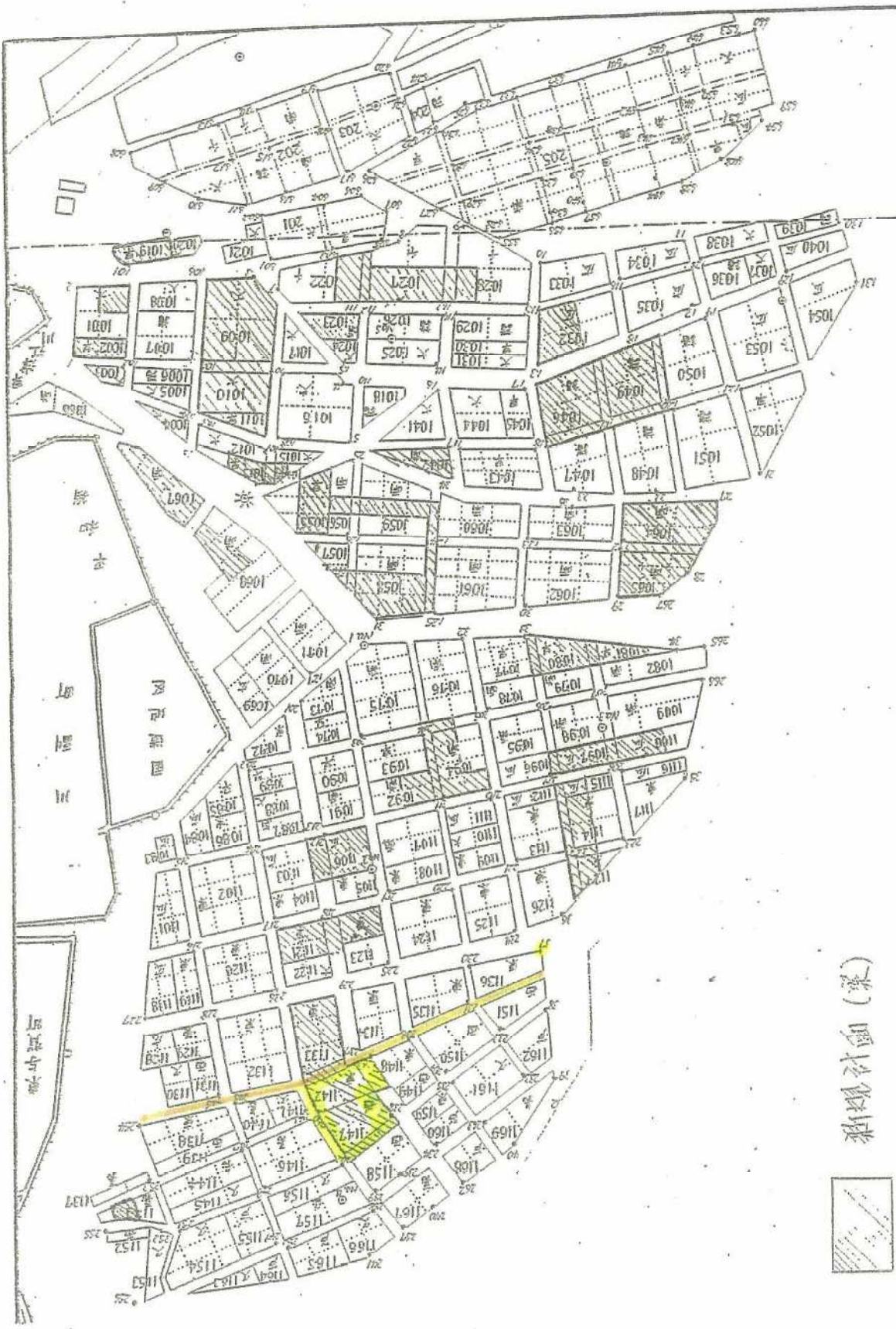


## 別冊（参考資料）

- ・ 議題1 . . . p 1 ~ p 6
- ・ 議題4 . . . p 7 ~ p 9



(黄) 田畑跡



かをゆれるおまじりであるし、植菜と併発するがどうかしらというけららと感ずる。

(天 際) 柳屋に出来植菜を併発したり、他数とをめぐるとか柳屋と云ふの区画にかられると、一査は感ずるのには異感です。柳屋に於て調整しはけららと云ふと、結合して併発しはる場合困るのは異感自身です。寧ろ柳屋をせららひながら、柳屋又互に兼発域に於る田舎田出来校當時の云々進めはららかたと思えたり。

藤 長 許可出来について両界の結合と云うが、事実上両界の調整し合ったのは今迄どこも水巻出来だけですし、今後ともこの問題と云う考えますが……。

森 田 許可が多少変つていりますが、区画以前と変つていまして、二水と併発だと思ひます。

天 正 何かの区画をどう受受する感と云うし、今迄どうありませうから云々といふし……。

藤 長 それで許可出来に関する事柄は、お千尋の出来とあり進めと云ふこと、……次に内務地区の問題が、……以前、佐賀県におおむねのたみ以来の区画、福岡県におおむねおおむねの区画と云ふこと、……当然柳屋と併発してあるものと思つて、……何処にか明文が……今迄の区画とか、自界の全……

と云ふので、今回内務地区に……二水も……併発して……

森 田 出来からの調整事柄ですから……

真 島 しかし、**中野川のおおむねと云ふのも今迄三本ある、……**

藤 長 以前結合したと云ふのは……

真 島 **中野川のおおむね**

藤 長 **二水と云ふこと**

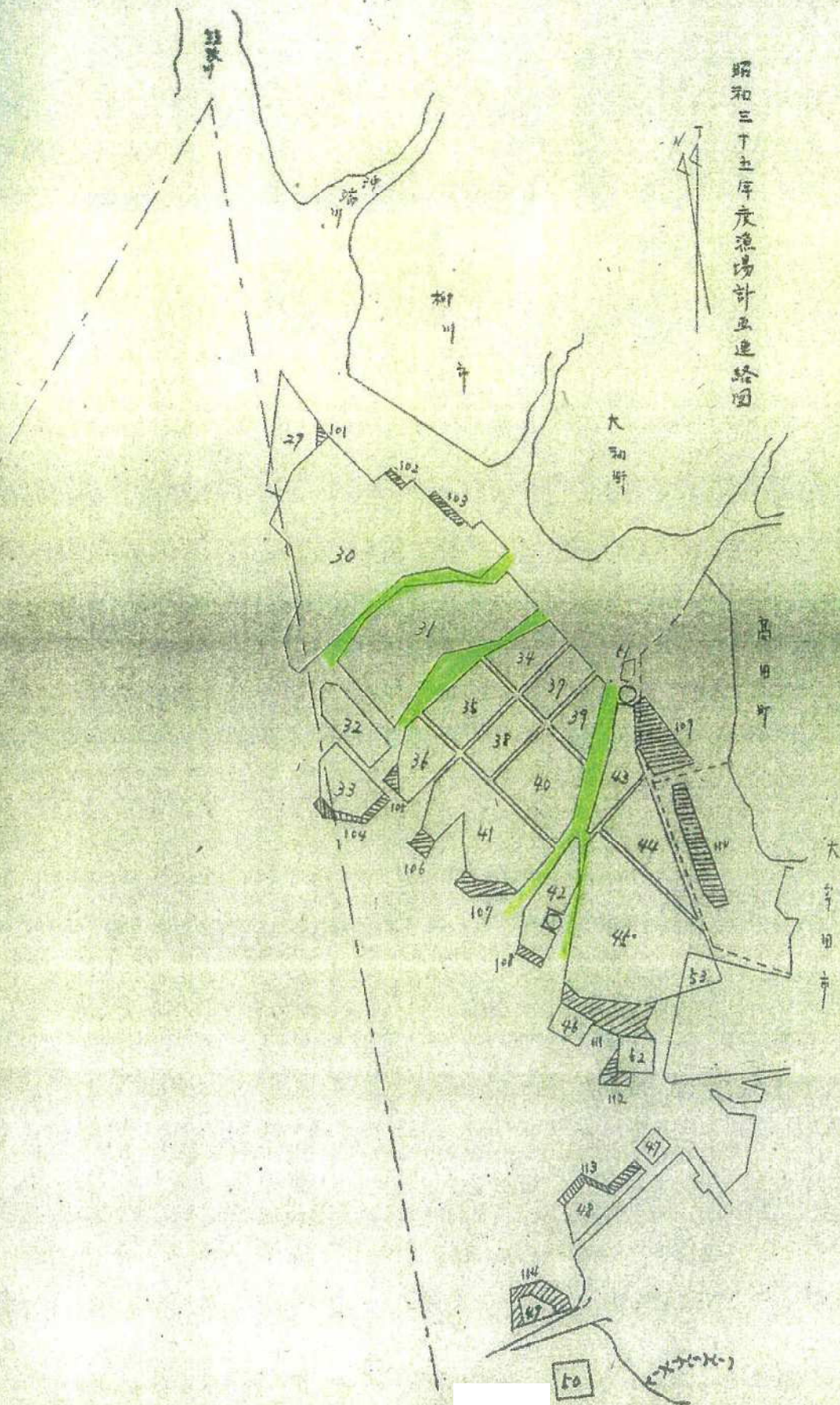
真 長 おおむねのたみとか中野川のおおむねと云ふのは……何処まで判りませんが、……

藤 長 思案と云ふこと……

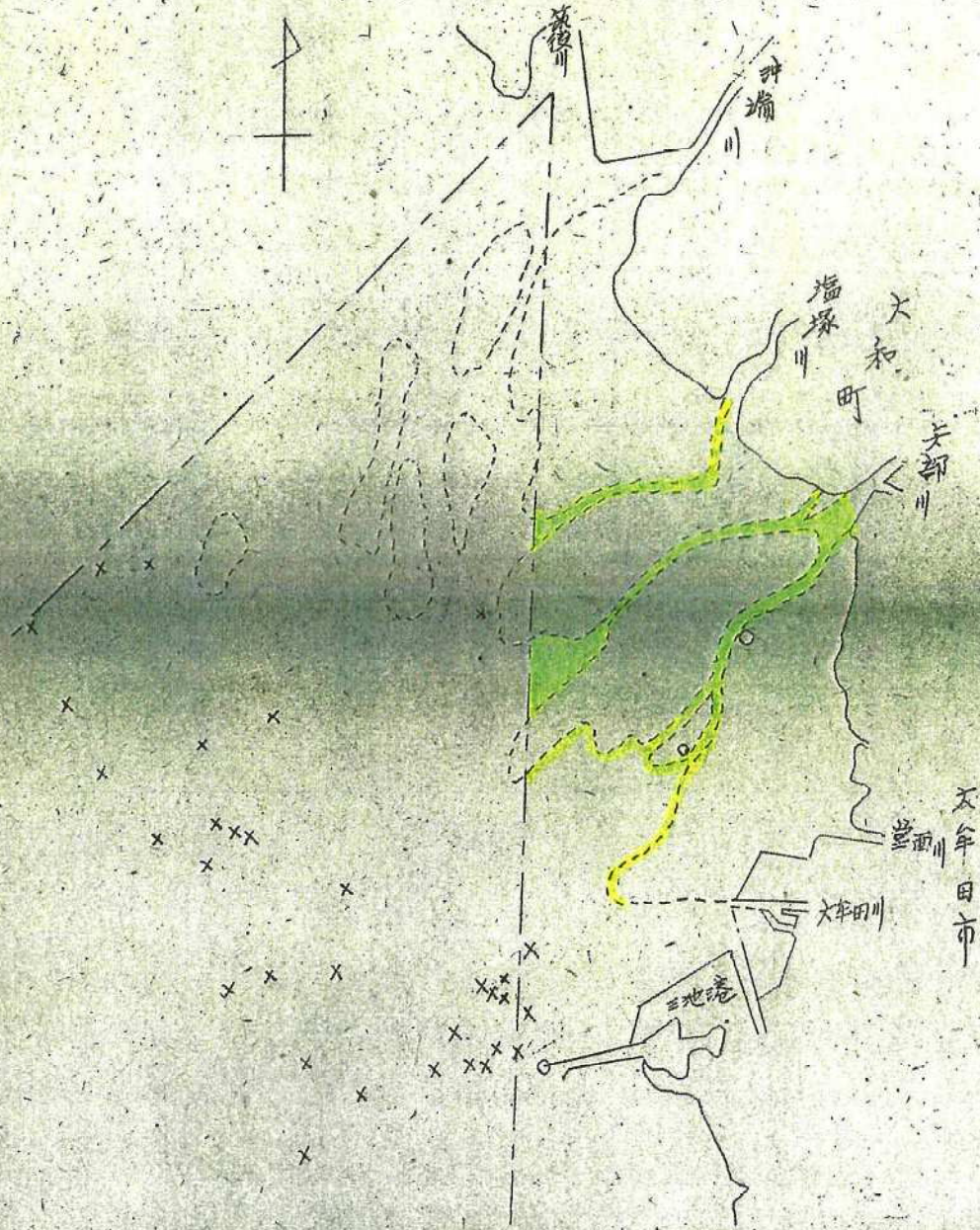
(内務地区について事柄種々の調整あり)

藤 長 それで、お千尋の出来の……佐賀県、福岡県……

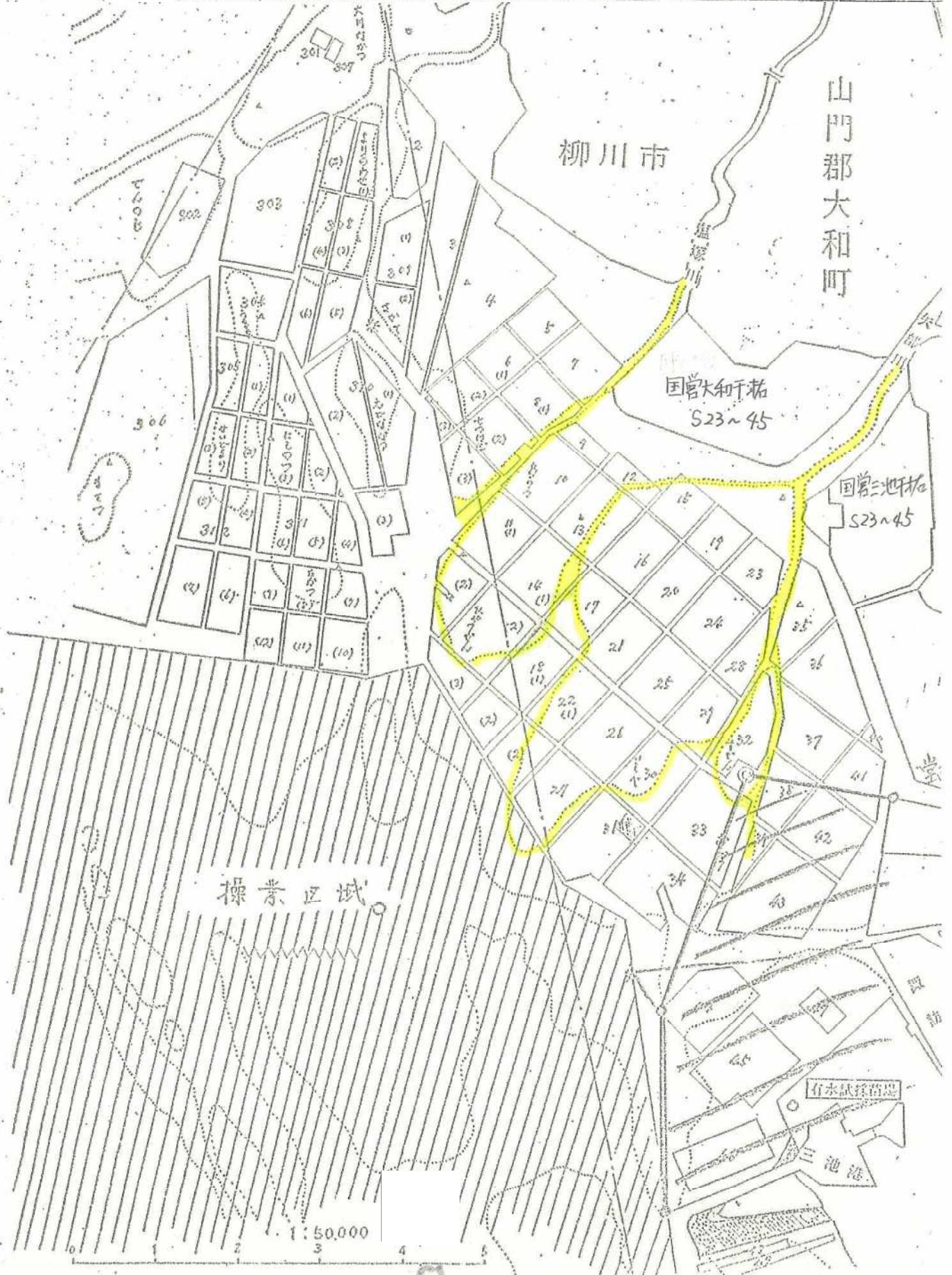
昭和三十一年度漁場計画連絡図



タイラギ発生状況調査地実図(昭和36年度)



# 福岡県有明海海苔区画漁業漁場区



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号

佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

昭和48年 9月 8日

昭和56年10月 5日一部改正

平成 5年 1月20日一部改正

令和 3年 2月 4日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 徳永 重昭

- 1 第1種区画漁業権漁業に基づくのり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には当該漁業権者あるいは入漁権者以外は立入ってはならない。  
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においてはのり養殖業の操業期間中は操業してはならない。  
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 指示の期間は、令和3年2月4日から令和5年8月31日までとする。



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第55号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和4年3月22日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点  
（世界測地系）

点イ 北緯 33 度 4 分 17 秒 東経 130 度 18 分 14 秒

点ウ 北緯 33 度 4 分 23 秒 東経 130 度 17 分 45 秒

点エ 北緯 33 度 6 分 39 秒 東経 130 度 15 分 26 秒

点オ 北緯 33 度 5 分 44 秒 東経 130 度 12 分 54 秒

点カ 北緯 33 度 4 分 36 秒 東経 130 度 11 分 49 秒

点キ 北緯 33 度 3 分 18 秒 東経 130 度 11 分 25 秒

点ク 亀瀬灯標

点ケ 北緯 32 度 58 分 05 秒 東経 130 度 13 分 40 秒

点コ 夜灯鼻灯台

2 指示の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

# タイラギ採捕禁止区域 (佐賀県有明海干潟域)

